

墨田区議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月19日

墨田区議会議長 樋口敏郎

墨田区議会規則第1号

墨田区議会傍聴規則の一部を改正する規則

墨田区議会傍聴規則（昭和46年墨田区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条「傍聴人」を「議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症が流行しているときは、傍聴人に対し傍聴の自粛を要請できるほか、必要な措置を講ずることができる。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1号を次のように改める。

人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

第5条第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

犬、猫、鳥その他の動物の類を携行している者。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。

第5条第6号中「その他会議」を「前3号に掲げる者のほか、会議」に改め、「者」を「もの」に改め、同号を第4号とし、同条を第4条とする。

第6条第3号中「（ただし）」を「。ただし」に改め、「ない。）」を「ない。」に改め、同条第7号中「その他議場」を「前各号に掲げるもののほか、議場」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、傍聴人のうち、傷病、身体の障害その他の理由により合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うものとする。

2 傍聴人は、議長から前項の対応のために協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。